

平成24年12月愛荘町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成24年12月25日(火) 午前10時30分開議

日程第 1 議案第74号 愛荘町行政財産使用料条例の制定について

日程第 2 議案第76号 愛荘町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

追加日程第 1 議提第11号 愛荘町議会委員会条例の一部を改正する条例

追加日程第 2 議提第12号 愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則

追加日程第 3 議提第13号 議員派遣について

出席議員 (16名)

1番 伊谷正昭君	2番 嶋中まさ子君
3番 城貝増夫君	4番 高橋正夫君
5番 外川善正君	6番 徳田文治君
7番 村木嘉博君	8番 河村善一君
9番 西澤久仁雄君	10番 小杉和子君
11番 吉岡ゑみ子君	12番 瀧すみ江君
13番 森隆一君	14番 竹中秀夫君
15番 辰己保君	16番 本田秀樹君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	村西俊雄君	副 町 長	宇野一雄君
教 育 長	藤野智誠君	理 事	細江新市君
会 計 管 理 者	西川都々子君	まちづくり推進室 主 監	林 定信君
総 務 主 監	福田俊男君	管 理 主 監	北川孝司君

収納管理主監	辻 善嗣君	住民福祉主監	杉本幸雄君
農林建設主監	山田清孝君	教育次長	村西作雄君
教育主監	國領順子君	総務課長	小杉善範君
環境対策課長	飯島滋夫君	住民課長	中村治史君
福祉課長	岡部得晴君	人権政策課長	楠神英司君
子ども支援課長	川村節子君	農林振興課長	北川元洋君
建設・下水道課長	中村喜久夫君	教育振興課長	青木清司君
給食センター所長	満島徳男君		

事務局職員出席者

議会事務局長	徳 田 幸 子	書	記	小 泉 周 子
--------	---------	---	---	---------

開議 午前10時30分

◎開議の宣告

○議長（本田秀樹君）

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（本田秀樹君）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君）

日程第1、議案第74号 愛荘町行政財産使用料条例の制定についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。管理主監。

〔管理主監 北川孝司君登壇〕

○管理主監（北川孝司君）

議案第74号 愛荘町行政財産使用料条例の制定について、ご説明させていただきます。議案書の13ページ、別冊の条例制定等説明資料の5ページをご覧くださいと思います。

この条例につきましては、今回新たに制定させていただくものでございます。

条例を制定する理由といたしましては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用については、平成23年度に行政財産における占用物件の調査結果を踏まえ、また平成24年4月1日から施行された道路占用料徴収条例との整合を図るため、条例を制定するものでございます。

議案書の13ページをご覧くださいと思います。議案第74号 愛荘町行政財産使用料条例。この条例につきましては8条で構成いたしております、第1条といたしまして、設置の趣旨といたしまして、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合における使用料について、必要な事項を定めるものでございます。

第2条といたしまして、使用料の額について定めたものでございます。

第3条といたしまして、必要経費について定めたものでございます。

第4条といたしまして、納付時期について定めたものでございます。

14 ページをご覧くださいと思います。第5条といたしまして、還付について定めたものでございます。

第6条といたしまして、減免または免除について、第1号から第4号まで定めたものでございます。

第7条といたしまして、過料について定めたものでございます。

第8条といたしましては、規則への委任を定めたものでございます。

付則1といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。付則2といたしまして、この条例の施行の際、現に使用を許可している行政財産に係る使用料については、当分の間従前の例によるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第74号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第74号 愛荘町行政財産使用料条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第2、議案第76号 愛荘町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 小杉善範君登壇〕

○総務課長（小杉善範君） それでは、議案第76号 愛荘町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書の17ページ、別冊の説明資料の8ページをご覧くださいと思います。

改正の理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、地方公共団体の議会の本会議において公聴会の開催および参考人の招致ができることとされたことから、本会議に係る公聴会の参加者や出頭した参考人の費用弁償の支給対象として追加するものであります。

第1条では、今の改正理由のとおり、本会議に係る公聴会の参加者や出頭した参考人を費用弁償の支給対象とする改正であります。

第2条は、地方自治法の引用文の各委員会に係る公聴会の開催、参考人招致の規定が第109条第5項に一本化されたことにより、引用の改正をするものであります。

施行期日は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する法律付則第1条ただし書に規定する日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第76号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第76号 愛荘町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議提3件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議提3件を日程に追加し、直ちに議題にすることに決定しました。

◎議提第11号・議提第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第1、議提第11号 愛荘町議会委員会条例の一部

を改正する条例について、追加日程第2、議提第12号 愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則については、関連があるので一括議題にいたします。

提案者の説明を求めます。11番、吉岡ゑみ子君。

〔11番 吉岡ゑみ子君登壇〕

○11番（吉岡ゑみ子君） 議提第11号 愛荘町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成24年12月25日

提出者	愛荘町議会議員	吉岡ゑみ子
賛成者	愛荘町議会議員	西澤久仁雄
賛成者	同	竹中 秀夫
賛成者	同	河村 善一
賛成者	同	伊谷 正昭

愛荘町議会議長 本田 秀樹 様

議提第11号 愛荘町議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を行います。

今回の愛荘町議会委員会条例の改正条例（案）は、本年9月5日に公布されました地方自治法の一部改正に基づき、本条例を改正するものであります。

これまで地方自治法では、委員会等に関して常任委員会・議会運営委員会および特別委員会に係る事項を条だけで規定しておりましたが、これらが1つの条文に統合され、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことによるものであります。

それでは、今回の愛荘町議会委員会条例の改正の内容を逐条説明いたします。

まず、委員の選任に関する第6条関係は、新たに3項を追加するもので、そのうち第1項では、これまで法律で規定しておりました常任委員の選任については、委員は少なくとも一の常任委員になることを条例に委任して定めるものであります。

第2項では、常任委員および議会運営委員の選任については、「原則議会の議決に選任すること」としてありますが、「定例会等の会期の初めに議決して選任すること」としたものであります。

また、第3項は特別委員の選任期間について、「付議された事件を議会で審議されている間」と明確にしたものであります。

付則では、地方自治法の一部を改正する法律の施行日を別に定める日とされていることから、その政令が公布された後において、この改正条例の施行日も別に規則で定めることとしております。

続きまして、議提第12号でございます。愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則です。

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成24年12月25日

提出者	愛荘町議会議員	吉岡 昶	吉岡 昶
賛成者	愛荘町議会議員	西澤 久仁雄	西澤 久仁雄
賛成者	同	竹中 秀夫	竹中 秀夫
賛成者	同	河村 善一	河村 善一
賛成者	同	伊谷 正昭	伊谷 正昭

愛荘町議会議長 本田 秀樹 様

議提第12号 愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明を行います。

この愛荘町議会会議規則の改正規則（案）につきましても、平成24年、地方自治法の一部改正に基づき本規則を改正するものであります。

改正の要旨は、これまで地方自治法では、公聴会の開催や参考人の招致については常任委員会・議会運営委員会および特別委員会に限ってできるようになっておりましたが、今回、本会議においても行うことができることになったことから、所要の改正を行うものであります。

それでは、愛荘町議会会議規則の改正の内容を逐条説明いたします。

まず、第17条第1項および第73条第2項関係は、地方自治法の条ずれにより改正するものであります。

次に、第13章に2章を加える規定では、第18章に公聴会を、第15章に参考人を追加するものであります。

まず公聴会に関する規定で、第117条では、本会議において公聴会を開こうとするときは、議会の議決で決議し、その日時・場所および案件などを告示することとしております。

第118条および第119条関係は、公聴会の意見を述べる者の申し出、公述人の

決定の方法を規定したものであります。

また、第120条から第122条までの公述人の発言等については、発言は議長の許可を必要とし、議員に対する質疑はできないことなどを規定しております。

次に第15章、第123条の参考人に関する規定では、本会議において参考人の出席を求めるようとするときは、議会の議決を必要とし、また、参考人の発言等についても公述人と同様に規定したものであります。

付則では、施行日を公布の日からとしております。ただし、委員会に関する改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行日に合わせて別に定める日からとしております。

以上、簡単な趣旨説明であります。議員各位のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 議提第11号 愛荘町議会委員会条例の一部を改正する条例について、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議提第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議提第11号 愛荘町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

次に、議提第12号 愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則について質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議提第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議提第12号 愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決しました。

◎議提第13号

○議長（本田秀樹君） 追加日程第3、議提第13号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議提第13号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（本田秀樹君） これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

町長。

○町長（村西俊雄君） 12月議会の閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

この議会は、間に衆議院議員選挙があるということで異例の日程になりましたが、提案させていただきました条例案・予算案等、緊急議案すべて慎重審議いただきまして、本当にありがとうございました。開会中にいただきましたご意見・ご提言を今後の施策に反映をしていきたいと思っております。

さて、今年は復興の年でございました。東北では復興の事業がどんどん進められてきたところでありますけれども、人手不足あるいは技術者不足ということで遅れているところもございます。本町におきまして、技術者の派遣要請が何回も地元から来ておりまして、いろいろと検討させていただきました結果、東北ではまちの再生というのを高台に移転するという事業がかなり進んでおります。東北地方も文化・歴史の

古いところございまして、埋蔵文化財がたくさんあると。こんなことからやはり、そこにまちをつくるためには埋蔵文化財の調査をしなければならないということでございました。そこで、要請のありました岩手県大槌町に文化財発掘の調査員として1名を年明けから送らせていただくことになりました。一日も早い復興を願っているところでございます。

本日で議会は終わりますが、あと6日で新しい新年をお迎えすることになります。この間、議会にいろいろとご審議いただきましたこと、本当に感謝申し上げる次第でございます。議員各位、それから住民の皆さん方に、ぜひ来年よい新春を迎えられることをご祈念申し上げまして、御礼に言葉に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（本田秀樹君） これをもって、平成24年12月愛荘町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前10時50分

上記会議の次第は事務局長 徳田幸子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日 議 会 議 長

平成 年 月 日 議 会 議 員 9 番

平成 年 月 日 議 会 議 員 1 0 番